

司法領域のことば—法律用語の分類

大河原 眞 美

The Classification and Description of Legal Terms from Lay Perspectives

Mami Hiraike Okawara

要 旨

本稿は、司法領域のことばの特徴について、日常語の分類方法を使用して考察した。まず、市民のわかりやすさという観点から英語圏の実情について概観したあと、日本の法律用語の研究について紹介する。分類では、法律専門用語のみならず法廷用語等も含む広義の法律用語を対象とした。分類項目は、造語、借用語、古語（漢語）、翻訳語、同音異義語、異音異義語、多義語、類義語、縄張語の9項目である。造語については、さらに、派生語、複合語、接続詞、短縮語、句に細分化した。これらの法律用語について、由来等について簡単に解説した。

Summary

This paper discusses 80 legal terms from the nature of comprehensibility. These 80 legal terms are divided into nine items: coined words, borrowed words, words of Chinese origin, translated words, homonyms, different-sound-meaning words, words with multiple meanings, synonyms, words with sectionalism. Coin words are then classified by derivatives, compound words, conjunctives, contracted words, words from phrases. Explanation for each word is given from the perspective of lay understanding.

1. はじめに

司法領域のことは、一般市民にとって難解である。司法は、「法に基づく民事（行政事件を含む）・刑事の裁判およびそれに関連する国家作用」（広辞苑）であるので、国民のもめごとや国民が国家から訴えられる場合などがあり、国民と関わりの深いため、国民が理解できるものであらねばならない。

本稿では、司法領域のことはの特徴について「わかりやすさ」から英語圏の実情も含めて概観したあと、語彙に絞って考察する。具体的には、筆者が、調停委員や労働委員の業務等で接した市民にとって理解困難とされる用語を集め、日常語の分類方法を応用して分類する。なお、弁護士や司法書士などのような実務家が法律業務を行う際、市民とのことばのやりとりで困難とされた用語については、平成24年科研費挑戦的萌芽研究「市民に分かりやすい民事関連法律用語の言換えに関する研究」（研究代表者：大河原眞美）で調査中である。

2. 司法領域の言語的特徴

（1）英語圏の言語的特徴研究

司法領域の言語的特徴は、洋の東西を問わず、共通点が多い。英語圏の先駆的研究である弁護士のMellinkoff（1963）の司法言語の特色研究では、actionを「行動」でなく「訴訟」の意味で使用するなどの日常語の非日常語的意味使用、現在使用されていない古期（8～12世紀）・中期（12～16世紀）英語やラテン語や法律フランス語の使用、専門用語、法曹特有の隠語、形式ばった言い回し、解釈に幅のある用語や意味が限定された用語の使用を挙げている。

一方、Crystal & Davy（1969）は、文の構造から司法言語の特色を言語学的に分析して、長文、従属節や同一語彙や特定の文型（if X, then Z shall be/do…）の過度の使用を挙げている。これらの特徴は、一文にすべての情報を入れ込む司法特有の傾向のためと分析している。心理言語学からは、Charrow & Charrow（1979）の裁判官の説示分析があり、名詞化や二重否定や従属節内の受動態や関係代名詞とbe動詞の省略等を挙げている。Danet（1985）は、司法言語を語彙、文法、韻律、談話（discourse）から分析し、司法領域のdiscourse（談話）では、代名詞を避けて語を繰り返すことや、前述の語を繰り返す時にsaidやsuchをつける前方照応、同意語や省略を避けることを挙げている。

法律用語をその言語的特徴にのみ特化して検証するのではなく、司法界全体のしくみからその言語的特徴を考察した研究もある。司法文書を一つの類型として捉えて法律用語にふれているBhatia（1993）のジャンル（genre）研究や、法廷を一つの舞台のように捉えて分析したGibbons（2002）や判決文を扱ったMaley（1992）の研究、司法の言語をケルト時代、ノルマ

ン王朝、中世に遡って言及したTiersma（1999）などもある。

（2）日本の言語的特徴研究

日本の法律用語の言語研究の主なものとして、林・碧海の『法と日本語』や岩淵の『悪文』がある。取上げられている用例は、日本のみならず英語圏の司法関連文書でも指摘されている長文や語の繰り返しなどの共通のものが多い。国語学・言語学関係者を対象としている『日本語学』でも、1993年13巻に判決文の特集を組んで、古めかしい漢語の使用や日常語と同じ用語を異なった意味で使用する事例などについての解説がある。

これよりも先に日本における司法領域の言語特徴の論文はある。しかし、その内容は、言語学者と法律家の論争から始まっている。言語学者の大久保忠利氏は、『法学セミナー』（大久保（1959））で、法律の文章の構文上の特徴を5つの「病」と捉えて批判した。5つの病名は、長文病、修飾語句長すぎ病、主述はなれ病、省略文素無意識病、条件文のやたらはさみこみ病である。同誌の次号（林（1959））で、法制局長官の林修三氏が、法律文書がわかりにくい理由を4つ挙げて、大久保氏に反論した。理由は、法文の表現をより正確にするため、こまかな条件や手続を法律に示す必要があるため、法文を読みやすくするため、法令の複雑化に対応するためとしている。大久保氏は、林氏に特に反論をせず、同誌5月号で判決文の言語的特徴について法律文書と同様であると論じている。

科学評論家の鎮目恭夫氏は、自身が連帯保証人になり簡易裁判所から届いた「各自90万円払え」という判決文の「各自」を法律用語の「連帯して」ではなく日常語の「それぞれ」で捉えたことからの混乱から、法律用語を批判したエッセーを『ジュリスト』（鎮目（1986））に掲載した。これに対して、裁判官の倉田卓夫氏が、その著書（倉田（1990））で、法律学には独特なことばの使い方があると、鎮目氏のコメントを厳しく批判した。このように、法律用語の難解さについて非法律家が批判し法律家がそれに応酬するだけで、双方が協働でわかりやすさに向けて取り組むことはなかった。市民に分かりやすさを念頭においた法律用語研究は、裁判員制度導入まで法曹界の関心もないまま言語学者の細々とした研究であった。言語学者も日本の法曹界に向けてというより、英語圏の法言語学者向けに研究している状況であった（Okawara（1998）, Okawara（2004））。

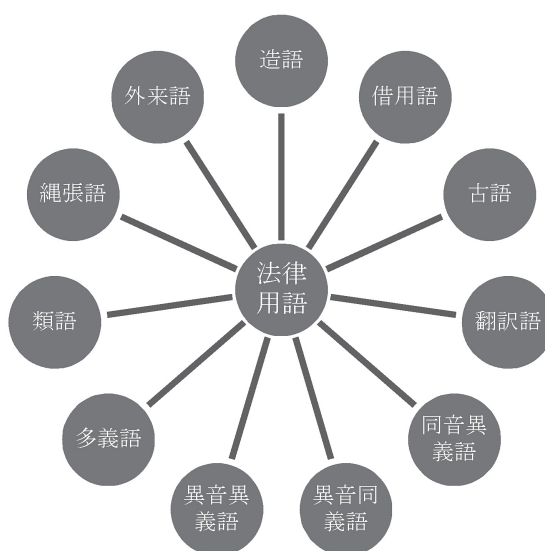
市民が裁判員として重大な刑事裁判の審理に関与する裁判員制度の導入から法律用語の難解さが法曹界でも問題があると捉えられるようになった。同制度導入前後は、市民にわかりやすい審理を目指して、法曹三者合同模擬裁判を始め法律用語の言換え等の様々な取り組みがなされた。裁判員裁判のための言換え語の本として、執筆者に検察関係者がいる『裁判員のためのよく分かる法律用語解説』や日弁連裁判員制度実施本部の法廷用語日常語化プロジェクトが作成した『裁判員時代の法廷用語』と『やさしく読み解く裁判員のための法廷用語ハンドブック』がある。これまで、法曹界では法律用語の解説に非法律家の言語専門家が関与することはなかった。しかし、

裁判員の理解のためには言語専門家の知見が必要と言う判断で、日弁連法廷用語プロジェクトには、弁護士や刑事法研究者以外に、筆者のような言語学者や国語学者や心理学者やNHKや民放の解説委員を外部学識委員として加えた。日弁連法廷用語プロジェクトでは、法律家と言語専門家の意見交換を踏まえて市民の目線を重視した言換えが行われた。これ以外にも、裁判員のための『裁判員のための法律用語&面白ゼミナール』などがある。刑事関連用語に加えて民事関連用語も加えたものに『裁判おもしろことば学』がある。

3. 日本の法律用語

日常から乖離した法律用語を日常語の分類方法で分類すると、分類項目は、造語、借用語、古語、翻訳語、同音異義語、異音同義語、異音異義語、多義語、類義語、縄張語の10項目である（大河原（2012））。しかし、本稿では、異音同義語（例、遺言（ユイゴンとイゴン））の例がなかったので、9項目の分類となっている。造語については、さらに、派生語、複合語、接続詞、短縮語、句に細分化した。

本稿の法律用語は、法律専門用語のみならず法廷用語等も含む広義の法律用語を対象としている。以下に、法律用語を分類して、由来等について簡単に解説した。解説は、『有斐閣 法律用語辞典 第4版』（有斐閣）、『図解による法律用語辞典』（自由国民社）、『日本法への招待 第2版』（有斐閣）、『大辞泉』（小学館）、『明鏡国語辞典』（大修館書店）に基づいて市民にわかりやすく言換えをしてある。



1) 造語

(ア) 派生語 (語基+接辞)

「語基+犯」「語基+証」「語基+訴訟」「語基+行為」「語基+刑」「語基+所」

「+犯」「知能犯」「盗犯」

「知能犯」

詐欺、横領、背任、偽造等のように知能を使う犯罪。

「盗犯」

窃盗・強盗などの犯罪。

「+証」「書証」「人証」

「書証」

刑事訴訟上、証拠書類と証拠物たる書面。

「人証」

訴訟における人的な証拠 (証人) のこと。

「+訴訟」「民衆訴訟」「行政訴訟」「主観訴訟」「客観訴訟」

「民衆訴訟」

自分の利益には直接関係ないことであるが、有権者などという資格でもって原告となって起こす訴訟。

「行政訴訟」

行政事件に関する訴訟。

「主観訴訟」

「民衆訴訟」の分類で、「権利侵害を受けた私人がいて、その者に対しての救済を行うため」に争われる裁判。

「客観訴訟」

「民衆訴訟」の分類で、「国民一人一人の権利に関係する法的効力について再審査される裁判。

「+行為」「行政行為」「^{きそく}羈足行為」

「行政行為」

行政処分のこと。

「^{きそく}羈足行為」

自由裁量の余地のない行政庁の行為。

「裁量行為」

法規が多義的なため、一定範囲の裁量の余地がある行政庁の行為。

「+刑」「処断刑」「法定刑」

「処断刑」

法律上・裁判上の加重・減軽を加えた刑。この範囲内で具体的な宣告刑が言い渡される。

「法定刑」

個別の刑罰法規に決められている刑。

「宣告刑」

裁判所で言い渡される刑の寮のこと。

「理容所」「美容所」「待合所」「公務所」

それぞれ、理容院、美容院、待合場所、役所である。日常語と異なって一括して「一所」で表すことが多い。

(イ) 複合語 (名詞の組合せ)

「中間収入」(中間+収入)

解雇された人が他の会社で働いて得た収入を言う。解雇が無効だと判断された場合、会社は解雇した期間の給与を払わなければならないが、その間、他の会社で働いていて収入があると、その収入を差し引いた金額でよいかどうかという場面で使われる用語。

「中間」は、「中間判決」「中間評議」などでも使われている。「中間判決」は、「終局判決」に対する語で、終局判決をする準備として、審理を整理する目的で個々の問題について確認する判決を指す。また、「中間評議」は、裁判員裁判で、公判後の評議を円滑に進めるために公判の休憩時間を利用して裁判官が裁判員にそれまでの公判を解説することを言う。

「接見交通」(接見+交通)

弁護士が身体を拘束されている被疑者や被告人と面会(接見)したり、書類や物のやりとり(交通)をすること。

「無権代理」(無権+代理)

相手から代理権をもらっていない者が代理人として法律行為を行うこと。

「面接交渉権」

離婚後に子供を引き取らなかった親が、子供と面会したり、一時的に過ごしたりする権利のこ

と。日常語の「面接」は、就職の面接のように知らない人と会うことなので、親子の面会に使われていることに市民が違和感を持つ用語である。

「面会交流」

離婚後又は別居中に子どもを引き取らなかった方の親が子どもと面会等を行うこと。

「悪意の遺棄」

裁判上の離婚原因の一つとされている、配偶者からの遺棄である。「遺棄」は、婚姻の本質である同居、協力、扶助の義務を履行しないことを言う。「悪意」は、悪い意思という倫理的意味をもち、遺棄すれば婚姻共同生活が存続できなくなるという事実を知っているだけでなく、その事実を遺棄者自らが積極的に容認する態度を言う。

(ウ) 複合語（名詞と活用語の組合せ）

「動詞＋名詞」

「^{ぐはん}虞犯」

罪を犯す^{おそれ}虞があると意味。「少年」をつけて、将来、罪を犯したり刑罰法令に触れる行動をする^{おそ}虞れのある少年（虞犯少年）で専ら使用されている。

「^{しよくほう}触法」

法律に反する行為を指す。14歳に満たないで刑罰法規に触れる行為をした少年については「触法少年」と言う。

「形容動詞＋名詞」 観念的競合

「観念的競合」（観念的＋競合）

一個の行為が二個以上の罪名に触れることを指し、より重い罪の法定刑の範囲で刑を決めることになっている。例えば、リンゼイさんを強姦し殺害した市橋事件の場合、強姦致死罪が無期懲役で、殺人罪が死刑又は無期若しくは5年以上の懲役となるので、より重い殺人罪の範囲で刑が決められた。日常語の「観念」には、「①あきらめること、覚悟②物事に対する考え、見解」の意味であるので、市民にわかりにくい用語である。「観念」が入った「観念の通知」には、意思表示ではなく事実を通知する行為であるので、法律用語の「観念」は「事柄」のような意味である。

(エ) 複合語 (活用語の組合せ)

「副詞＋動詞」

ひょうけん
「表見代理」

代理権のない人が行った行為が、その人と本人との特殊な関係に基づき、本人に責任を負わせること。代理権が消滅した後の無権代理人Aの代理行為にもかかわらず、表見代理が成立したので、本人Bが責任を負う。また、基本代理権（例えば、不動産の賃貸を任される）を与えられた人が、基本代理権で任された以上のこと（例えば、不動産の売買）をしてしまった場合、取引相手を保護するために、基本代理権を与えた本人が責任をとることを言う。

(オ) 接続詞

「その他」と「その他の」

「その他」(AとBその他C=AとBとは完全に除外されたC)

前にあるものと後ろにあるものが並列関係にあることを指す。例えば、「成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入、その他日常生活に関する行為については、この限りではない。」(民法第9条)の場合、「日用品」と「日常生活に関する行為」は並列関係にある。

「その他の」(AとBその他のC=AとBを含めたC)

前にあるものが後ろに続くものを例示していることを表す。「・・・陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」(憲法第9条第2項)の場合、「陸海空軍」が「戦力」の例示である。

(カ) 短縮語

「訴外」(訴訟当事者以外)

裁判で、当事者以外の第三者を示すことば。例えば、「原告らは、訴外山田に対して損害賠償請求権を行使しないことを承諾する旨の書面を訴外山田に送付した」というように使われる。

(キ) 句

わら
「藁の上からの養子」

他人の子を自分の子として出生届をして育てること。戸籍上は実子であるため、養子であることを隠すことができるため、昔から行われることあった。法律的には、養子でもなく実子でもないため他人の子であるとして、相続権がないと判断されることが一般的のようである。「藁」は、昔、出産の時に産婦の寝床に藁わらが用いられたことから、出生届をする前の生まれたばかりの子供をもらうという意味から使われている。

「作為」「不作為」

「作為」は、人を殺す、金銭を渡すなど積極的な行為・動作のことを言う。

「不作為」は、あえて積極的な行為をしないことを表す。日常語で「作為」は、「作為のあとが見える」のように、ことさらに手を加えることを意味する。「不作為」は、日常語にはない。

2) 借用語

「接見」

弁護士が拘留所に入られている被疑者や被告人と面会することを言う。日常語では、身分の高い人が公的に人に会うことを意味して、「天皇陛下がフランス大使をご接見する」のように使う。

「交通」

拘留所に入られている被疑者や被告人と拘留所の外の人との間の手紙や物のやりとりを指す。日常語では、人や者が物理的に行き交うことを指すので、拘留所とシャバの行き来とは異なる。

「社員」

「社団法人の構成員」を指し、株式会社の構成員や株主を指す。「社員総会」も、株主会社であれば、株主総会のことである。日常語の「社員」は、「会社の一員として勤務している人」を指し、「社員総会」は、社長が会社に勤務している人を集めて説明する場のような意味である。

「工作物」

労力をかけて地上や地中に設置したもので、建物・塀・電柱・トンネルなどを指す。日常語では、材料を加工して作り上げたもので小学生が図工の時間で作ったものなどがある。

「寄付行為」

財団法人を設立する行為を表す。具体的には、設立のために財産を提供し、その法人の規則を定めることを指す。日常語では、神社などに金品を贈ると言う意味である。

「人事訴訟」

婚姻の無効や協議離婚の無効などの婚姻関係の存否を確認する訴えや認知などの実親子関係の存否を確認する訴えを指す。日常語の感覚では、「人事訴訟」は、会社などで降格人事をされ、それを不満として起こす訴訟であろう。

「業務」

社会生活で反復継続して行われる活動で、職業上の活動に限らず、娯楽のための活動も含まれる。しかし、家事や育児などの家庭生活上の活動は含まれない。日常語では、職業や事務などで継続して行う仕事のことである。

「事件」

問題として取り上げられる事柄を指す。地方自治法第96条に「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」とあり、議案のような意味で使われている。しかし、日常語では、社会的に問題となる出来事、裁判所に訴えられた事柄のように、ニュースで取り上げられるような強盗事件や殺人事件である。

「斡旋」

調停、仲裁と並ぶ労働争議の調整手続きの一つである。労働委員会の会長が指名した斡旋委員が組合側と会社側の間に立って、双方の主張の要点を確かめ、妥協調整を図り、双方の歩み寄りにより争議が解決されるように努める手続きを言う。うまく進むように間に入って世話をとりもつという日常語とは異なる。

「わが社」

裁判所の職員は、裁判所のことを「わが社」と言う。たとえば、「あした、私、会社があります。」と言う。

「請求」「請求の趣旨」「請求の原因」

民事事件において、裁判所に対してもめごとの解決のために裁判をしてくれと求めることを言う。日常語では、請い求めること、要求にあたる。

例えば、佐藤さんが山田さんの土地を無断で家庭菜園にして使っていたとしよう。山田さんが、佐藤さんに自分の土地を返せ（請求の趣旨）と訴えを裁判所におこし、その時に、その土地は山田さんの土地である、佐藤さんが山田さんの土地を使っているという2点の主張が「請求の原因」となる。わかりやすく言えば、「請求の趣旨」は求める判決で、「請求の原因」は、自分の主張の根拠のようなものである。この「請求」という言葉は、市民が混乱しやすい語である。刑事事件でも、「証拠請求」という用語があるが、それぞれの当事者が相手に相手の持っている証拠を求めることではない。検察官/弁護人が裁判官に自分側の証拠を取調べてくれと求めることなのである。大学でも「請求」という語は、日常語と異なった意味で使われる。「学位請求論文」は、「学位取得を求める論文」ということである。法律の「請求」する相手は権威ある組織（裁判所）であるが、日常語では同等若しくはそれ以下の地位を指すことが多い。

3) 古語

(1) 漢語

「^{ひい}非違」

法に背くこと。「非違行為を理由に解雇した。」などと使う。

「^{てきじょ}滌除」

抵当権のついた不動産の所有権・地上権・永小作権を取得した第三者が、抵当権に一定の金額を支払いまたは供託して抵当権を消滅させること。

「併科」

併合罪について裁く時、各罪について定められている刑罰を併せて執行すること。

「^{いししょう}困障」

垣根、塀その他の囲い物のこと。

「^{けだ}蓋し」

「蓋し」には二つの意味がある。一つは、「まさしく、本当に、確かに」で「この言葉は蓋し至言である」。もう一つは、「ひょっとしたら、もしや」である。しかしながら、法律用語では、「なぜならば」という意味で、本来の二つの意味とは異なった意味で明治の頃から使われており、判決に出てくるが多かったが、最近では判決でもあまり使われなくなった。司法試験の受験生で年齢の高い人が使っている有名な民法の教科書である『民法講義』でよく出てくる。このため、司法試験の答案にも「^{けだ}蓋し」を使う受験生がいると、答案採点で書いた人の年齢がわかるそうである。

「^{ひつきょう}畢竟」

つまり、結局といった意味である。使い方として、「原判決の違法を言う所論は、畢竟、判決に影響を及ぼす法令違反の主張に当たらず、本件上告は棄却すべきものである」の様に判決で使われる。

4) 翻訳語

「黄犬契約」(Yellow-dog contract)

労働者を雇用する時に、労働者が労働組合に加入しないことや労働組合から離脱することを条件にした労働契約である。アメリカでは黄色の縞のある犬は臆病と考えられていた。英語の yellow-dog には卑劣漢の意味があるため、使用者の圧力に屈し、労働者仲間の連帯に背を向ける労働者が結ぶ契約を、避難と軽蔑の意味を込めて呼んだことによる。

5) 同音異義語

「申告と親告」

「申告」は、国民が法律上の義務として、行政官庁に一定の事実を申し出ること、「確定申告」などと使われる。

「親告」は、被害者が告訴することである。強姦罪などは被害にあった女性が告訴すること（親告）が、検察官が公訴する際の必要条件である。

6) 異音異義語

「乙女」(オツジョとオトメ)

おつじょ
「乙女」

裁判などで人物が複数出てくる時、「甲、乙、丙」と順番に名前を付ける。登場人物が女性の場合、それに「女」をつけて、「甲女、乙女、丙女」となる。「乙女」というのは、2番目に出てくる女性で、読み方も「オツジョ」となる。男性の登場人物は「甲男、乙男、丙男」となる。登場人物が子供であることを強調したい場合は、「甲子、乙子、丙子」とすることもある。「甲男、乙女、乙女の子である丙子、..」などと使われる。

おとめ
「乙女」

日常語で若い女性を指す。

「親等」(シントウとオヤナド)

しんとう
「親等」親族関係の遠近度を測る単位で、親子一代が単位1である。父親母親が一親等で、祖父祖母が二親等となる。

おやなど
「親等」

日常語の一つの用語ではないが、「親、兄弟・・・」というような用法で使われる。

「民法等第四編親族第三章しんし親子」は、おやこ親子とは呼ばずに、音読みをする。

「懈怠」(カイタイとケタイ)

かいたい
「懈怠」は、しなければならないことを怠ること、「職務懈怠」や「任務懈怠」などと使われる。また、「・・・債権者カ故意又ハ懈怠ニ因リテ其担保ヲ喪失又ハ減少シタルトキハ・・・」(平成

16年改正前の民法504条)は「過失」の意味である。

「懈怠^{けたい}」は、日常語で、怠け怠ること、怠慢とほぼ同じ意味。

7) 類義語

「窃盗」「窃取」「強盗」「強取」

起訴状に、「窃盗」や「強取」という語がよく出てくる。例えば、「山田と共謀の上、金品窃取の目的で、平成24年6月25日ころ、、、」「被告人は、平成24年3月3日ころ、、、その顔面や腹部を足蹴りにし、その反抗を抑圧して金品を強取しようとしたが、、、」がある。「窃取」は、被害者が盗まれたことについて後で気がつくが、「強取」は、抵抗できないようにして無理やり奪うことである。「窃取」「強取」は犯行で、「窃盗」「強盗」は罪名である。

「主尋問」「反対尋問」「再主尋問」「再反対尋問」「再々主尋問」

日常語であれば、これらすべて「質問」という語で言い表されるが、法廷では、証人を呼んで来た側の尋問か否か、最初の尋問か三度目かがわかる。「再主尋問」までは刑事訴訟規則で認められている。裁判長の許可を得て、「再反対尋問」「再々主尋問」と延々と続けることは可能であるが、再反対尋問ぐらいで終わることが多い。日常語であれば、すべて「質問」になる。

「主尋問」

証人尋問で、その証人を連れてきた側がする質問。自分の側の証人のため、証人に有利な話をさせる。

「反対尋問」

主尋問の後で、相手側が行う尋問で相手側のストーリーを切り崩すのがねらいである。ドラマの裁判では見せ場となる場所である。

「再主尋問」

反対尋問の後、証人を呼んできた主尋問を行った側が再度行う尋問である。反対尋問により自分の側が不利になった点を調整しようという意図がある。

「処分保留」「起訴猶予」「嫌疑不十分」「嫌疑なし」

「処分保留」

起訴するかどうかの処分を保留することである。その理由として、検察官に有罪に持ち込むための自信が十分でない場合や、単純に、被疑者が重病のため処分できない場合もある。

「起訴猶予」

検察官には、起訴して有罪をとる自信があるが、例えば、無銭飲食のような軽い事件で初犯で店に支払いがすんでいる場合などで、今回は大目に見てやろうと考えて起訴しないような場合がある。

「嫌疑不十分」

検察官に起訴して有罪をとるための証拠が十分でないと判断すると、嫌疑不十分で起訴しないことを指す。

「嫌疑なし」

告訴や告発されたので、事件を調査すると、告発や告訴の内容が嘘偽だとわかり起訴しないことを言う。

「告訴」「告発」

「告訴」

被害者が警察に通報する。被害にあったことを被害者が申告をして、犯人を処罰してほしいと訴える。強姦罪などは、被害者が自ら「告訴」しないと検察官は起訴できないため「親告罪」と呼ばれている。

「告発」

犯罪に直接関係ない第三者が警察に通報する。犯罪について警察に通報して処罰を求めること。

「押収」「差押え」「領置」「提出命令」「没収」

「押収」

裁判所や捜査機関が証拠となる物品や没収すべき物を預かって管理すること。捜査や裁判が終了して必要でなくなれば、返却してもらえることもある。具体的には、「差押え」「提出命令」「領置」がある。

「差押え」

相手が出さない証拠や没収すべきものを強制的に取上げることが言う。

「領置」

相手が任意で出してくれたものを裁判所で預かっておくことを言う。

「提出命令」

証拠となる書類や物などを出させることを言う。

「没収」

取調べた結果、裁判所が取上げてしまうことで、返却されることはない。刑法の付加刑である。

8) 縄張語

「書証」

民事訴訟上、文書の記載内容である思想・意味を証拠資料とするための証拠調べを指す。言い

換えるならば、文書を対象とする証拠調べである。但し、文書の形状や筆跡等を証拠資料とする場合は、「書証」ではなく「検証」と言う。一方、刑事訴訟上、証拠書類と証拠物たる書面をいう。

9) 外来語

「バックペイ」

解雇が問題となった不当労働行為の救済命令で、使用者に対し現状回復の一手段として労働者の復職を命ずるに際し、併せて命じられる解雇期間中の賃金相当額の支払いをいう。例えば、「バックペイ命令において中間収入を控除すべきか。」

4. おわりに

法律用語を分類すると、造語、借用語、類語が多いことがわかる。造語と類語で多くの細かい概念を表している。借用語、日常語と混同が最もおきやすい語である。

本稿では、まだ一部の法律用語しか扱っていないので、さらに多くの法律用語を調べて、分類を整備していきたい。市民のわかりやすさから考えると、従来の五十音順の辞書に加えて、分類で記載した用語集も必要でないかと思われる。

(おおかわら まみ・高崎経済大学地域政策学部教授)

謝辞：本研究にあたっては、平成23年度高崎経済大学特別研究助成金を頂きました。心から謝意を表します。

参考文献

- Bhatia, Vijay K. (1993) *Analysing Genre*, London and New York: Longman.
- Charrow, R. P. and Charrow, V. R. (1979) 'Making Legal Language Understandable: A Psycholinguistic Study of Jury Instructions', *Columbia Law Review* 79: 1306-1374.
- Crystal, David and Derek Davy (1969) *Investigating English Style*, London: Longman.
- Danet, Brenda (1985) 'Legal discourse' In Teun A. van Dijk, ed., *Handbook of Discourse Analysis*, Vol.1. Orlando, FL: Academic Press, pp.69-92.
- 船山泰範、平山節子 (2009) 『裁判員のための法律用語&面白ゼミナール』法学書院。
- Gibbons, John (2002) *Forensic Linguistics*, Oxford: Blackwell.
- 林修三 (1959) 「法文作りの立場から—大久保氏の「診断」を読んで」『法学セミナー』3月号、68—70頁。
- 林大・碧海純一 (1981) 『法と日本語』有斐閣新書。
- 法令用語研究会 (2012) 『有斐閣 法律用語辞典 第4版』有斐閣。
- 岩淵悦太郎 (1960) [2001] 『悪文』(第三版) 日本評論社。
- 北原保男 (2011) 『明鏡 国語辞典 第二版』大修館書店。
- 倉田卓次 (1990) 『続 裁判官の書齋』頸草書房。
- 前田雅英、古江頼高、佐々木正輝、佐藤光代、中川深雪 (2006) 『裁判員のためのよく分かる法律用語解説』立花書房。
- Maley, Yon (1992) 'Activity types and language', In Drew and Heritage, eds., *Talk at Work: Interaction in Institutional Setting*, Cambridge University Press.
- 松本恒雄・三枝令子・橋本正博・青木人志 (2004) [2006] 『日本法への招待』有斐閣。
- Mellinkoff, David (1963) *The Language of the Law*, Boston: Little, Brown.

- 日弁連法廷用語日常語化プロジェクト（2008）『裁判員時代の法廷用語』三省堂。
- 日弁連法廷用語日常語化プロジェクト（2008）『やさしく読み解く裁判員のための法廷用語ハンドブック』三省堂。
- 新村出（2008）『広辞苑 第六版』岩波書店。
- 大河原眞美（2009）『裁判おもしろことば学』大修館書店
- 大河原眞美（2012）『法律のことば』『法と言語』橋内武・堀田秀吾編、くろしお出版
- Okawara, Mami Hiraike（1998）'The Comprehensibility of Japanese Legal Language: the Penal Code', 『地域政策研究』 1 巻 2 号、197-206頁。
- Okawara, Mami Hiraike（2004）'Legal Language Viewed through the Unfair Prevention Law', Eds by John Gibbons, V Prakasam, K V tirumalesh & Hemalatha Nagarajan, *Language in the Law*, Orient Longman, pp. 24-43.
- 大久保忠利（1959）「法令用語を診断すれば一構文上から見た法律文章のわかりにくさ分析」『法学セミナー』 2月号、54-57頁。
- 大久保忠利（1959）「判決文の『つづり方教室』 - 判決文はわかりやすく書く必要はないものか」『法学セミナー』 5月号、72-75頁。
- 鎮目恭夫（1986）「裁判官の国語力は中学生並だな」『ジュリスト』 853号、87頁。
- 小学館国語辞典編集部（2011）『大辞泉 第二版』小学館。
- 『図解による法律用語辞典 補訂4版』（2011）自由国民社。
- Tiersma, Peter（1999）*Legal Language*, Chicago University Press.